

群済用度発 第 60 号
令和 8 年 8 月 31 日

群馬県済生会前橋病院
院長 細 内 康 男

入 札 公 告

次のとおり、一般競争入札に付します。

1 入札に付する事項

- (1) 入札対象機器、及び数量
凍結組織切片作成装置 一式
- (2) 入札機器の仕様等
仕様書による。
- (3) 機器納入場所
群馬県前橋市上新田町 564-1
群馬県済生会前橋病院
- (4) 機器納入期限
令和 8 年 12 月末日

2 入札方法等

- (1) 落札者の決定は、最低価格方式をもって行う。
- (2) 入札者は、別紙仕様書を基に契約金額を見積もるものとする。
- (3) 入札参加者は、入札に関し、代理人を依頼する場合には委任状（当院の様式）を提出しなければならない。なお、当日代理人が使用する受任者使用印鑑を押印していない委任状は受理しない。
- (4) 入札書は、【様式 1】により作成し【様式 2】の封書に入れ、本人または【様式 3】による委任状の交付を受けた代理人が持参するものとし、郵送または電送によるものは受付しない。
- (5) 落札決定に際しては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の差し替え、変更または取り消しをすることはできない。

(7) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札に参加する資格（指名停止等）を有しない者が入札をした場合
- イ 入札について不正の行為があった場合
- ウ 委任状を持参しない代理人が入札をした場合
- エ 入札書に記載した金額、その他必要事項が確認できない又は記名捺印がない場合
- オ 指定の入札日時までに到達しない場合
- カ 入札書を2通以上提出した場合
- キ 他の入札者の代理を兼ね又は2人以上の代理をした場合
- ク その他入札に関する条件について違反したと判断される場合

(8) 入札は原則として2回とする。ただし1回目の入札において予定価格内で同価入札者が2社以上ある場合、入札は1回とし、入札執行者は同価入札者に対して「落札者を決定するくじ」を引かせ、落札者を決定するものとする。

3 入札添付書類

入札に際しては、入札書と共に以下の書類を提出すること。

- ①誓約書【様式4】
- ②入札契約の見積書(貴社の様式で可)
- ③入札機器を納入することができることを証する書類（代理店証明等）

4 競争参加資格

(1) 競争入札に参加することができない者

- ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者
 - (ア) 契約の履行に当たり、品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札において、その公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者
 - (カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (キ) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他使用人として使用した者

(2) 群馬県または隣接する県に事業所を有すること。

(3) 群馬県、前橋市の競争入札参加資格者名簿に登録され、調達機関「前橋市」、資格区分「物品の販売」、営業品目・大分類「理化学医療・保健機器」、小分類「医療機器」に搭載されていること、または当院と継続して取引の実績があること。

(4) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、群馬県、及び前橋市から物品の販売に係る指名停止等の措置を受けていないこと。

- (5) 地方自治法施工令第167条の4第1項に規定する者でないこと。(破産手続開始決定又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受け復権を得ない者等をいう。)
- (6) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく前橋市への入札参加の制限を受けている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (8) 国税及び地方税等を滞納していないこと。

5 入札手続等

(1) 担当部署

〒371-0821

所在地 群馬県前橋市上新田町 564-1

施設名 群馬県済生会前橋病院

担当者 用度課 関根 電話 027-252-1694

FAX 027-253-0390

(2) 入札説明書、仕様書等の交付期間、場所

期 間 令和8年8月31日（月） ～ 令和8年9月11日（金）

10:00～16:00 まで（土・日を除く）

所在地 5（1）に同じ

※ただし、交付希望者については、予め担当部署へ連絡の上、来院日時を調整してください。

(3) 一般競争入札参加申込書（様式5）の提出期間、場所

期 間 令和8年8月31日（月） ～ 令和8年9月11日（金）

10:00～16:00 まで（土・日を除く）

所在地 5（1）に同じ

※ただし、書類提出の際は、予め担当部署へ連絡の上、来院日時を調整してください。

(4) 入札の日時、場所並びに入札の提出方法

日 時 令和8年9月14日（月） 10:00 から

C棟4階 特別会議室

所在地 5（1）に同じ。

施設名 5（1）に同じ。

※入札書は上記日時、場所において持参により提出するものとする。

6 その他

(1) 入札保証金及び契約履行保証

ア 入札保証金 免除

イ 契約履行保証 免除

(2) 入札の無効

本広告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 手続きにおける交渉の有無 無

(5) 契約書作成の要否 有

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 5 (1) に同じ。

(7) その他

ア 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 契約行為者は提出された申請書及び資料を、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

エ 提出期限以外における申請書または資料の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書及び資料に関する問い合わせ先

5 (1) に同じ

7 詳細は入札公告・仕様書等による。